

○中野市行政改革推進委員会条例

平成17年4月1日条例第20号

中野市行政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の多様化に対応し、より効率的な行政の推進を図るため、中野市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、中野市の行政改革の推進に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(1) 識見を有する者

(2) 公募委員

(3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

この条例は、平成30年10月30日から施行する。

令和4年度中野市行政改革推進委員会委員

令和4年11月1日現在（有識者、市職員13人以内）

	選出区分	職	氏名	団体	備考
1	識見を有する者		佐藤 彰芳	中野市区長会	
2	〃		工藤 二六子	中野市ボランティア連絡協議会	
3	〃		堀崎 和美	中野市保健補導員会	
4	〃		岩渕 裕泰	(株)八十二銀行中野支店	
5	〃		小林 伸雄	中野市シニアクラブ連合会	
6	〃		小林 清素	信州中野商工会議所	
7	〃		町田 久美子	農村生活マイスター協会下高井支部	
8	〃		平野 正隆	「小さな拠点」に係る豊田地域運営協議会	
9	〃		野口 暢子	長野県立大学	
10	公募委員		市川 和光	公募	
11	〃		竹内 徳良	公募	
12	〃		清水 孝次	公募	
13	市職員		北原 郁	中野市職員労働組合	

任期：令和4年10月30日から令和6年10月29日まで